

2006年4月3日

新BIS規制、適格格付機関公表に関するR&Iのコメント

金融庁は3月31日、2006年度末に導入予定の金融機関に対する新しい自己資本比率規制(Basel II)に関連して、保有資産の信用リスクウエートの判定基準となる格付けを提供する適格外部格付機関(ECAI=External Credit Assessment Institution)を公表、格付投資情報センター(R&I)もそのうちの1社として認定した。

R&Iは、今回の決定について信用格付けの用途が広がるものとして肯定的に評価している。これを受けて、今後とも適正な格付け運営を維持していくとともに、金融機関、投資家など格付けの利用者が信用リスクを正しく評価する手助けとして、当社格付けの実績デフォルト率、格付け推移行列など格付けに関する情報を詳細にかつ積極的に公表していく。

一方、R&IはBasel IIに伴う新たな格付け利用が、資本市場における信用リスク情報としての格付け体系に歪みを与えないよう以下の点に留意していく。

- a. 今回、金融庁は各適格格付機関の格付けとリスクウエートとの対応を示す「マッピング」の暫定結果も併せて発表した。その決定に至った根拠が格付けの利用者に理解できるよう、その過程がデータに基づいて公表されること。
- b. R&Iは、適正な格付け運営を維持していく。投資家などの市場参加者は、高水準の格付け(信用リスクウエートが低くなる)が実際の信用力の変化を超えて急に増えることがないように格付けの動向を継続的にモニターすること。
- c. Basel IIでは「非依頼格付け」の使用は禁止されることになるが、その「非依頼格付け」の定義を厳密にすること。